

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

## 小平市議会定例会一般質問通告書

### 質問件名 DV被害者の情報漏えいの防止策は万全か

**質問要旨** 内閣府の発表では、全国の配偶者暴力相談支援センターに今年4月に寄せられた相談件数は1万3272件と、前年同月より約3割増えており、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や休業などで生活不安やストレスが強まったことなどが増加の要因と思われるとのことです。

2004年に、省令改正で「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」が始まり、DV等被害者は、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出、「DV等支援対象者」と認められれば、加害者からの住民票や戸籍の附票の写しの交付等を制限できるようになりました。しかし、この措置が十分に機能せず、DV被害者の情報が加害者に伝わってしまう事例が2011年以降全国で63件に上る、と11月6日付けの読売新聞が報道しています。小平市では、同様の事例を防げるのか、以下質問致します。

1. 今年1月以降、女性相談室で受けた相談件数と、子育て、児童虐待、DV等、内容別の内訳を月ごとにお教えてください。
2. 本年10月末現在の小平市におけるDV等支援措置の対象人数をお教えてください。
3. 2004年以降これまでに、小平市においてDV等支援措置の対象者の住所を加害者に伝えてしまった事例はありましたか。
4. 今年6月、三鷹市は、DV被害者の女性が含まれる戸籍付票の写しを加害者から請求されて郵送したと発表しました。女性はDV等支援措置の対象で、支援措置対象者の戸籍付票は、住民基本台帳システムの端末で、検索する時と印刷する時に警告が出るが、職員の認識不足で付票を印刷し、加害者に郵送したそうです。警告が出た場合は支援担当者に連絡する決まりもあったが、それもしなかったとのことで、三鷹市は、警告が出た場合は全件を支援担当者に伝えることを徹底し、対応方法の明文化や職員への講習導入を進めるとのことです。小平市では対応方法の明文化や、職員への講習は行われているのでしょうか。
5. 大阪府堺市では、例えば、請求が認められている弁護士が代理人としてDV等支援措置

対象者の住民票等を請求した場合、弁護士の了解を得て、誰からの依頼かを確認し、加害者以外の第三者からの依頼の場合も、加害者の関係者ではないかを被害者に確認する、また、加害者と被害者が連帯債務者となっている金融機関からの請求の場合は、債権回収の過程で、被害者の住所が加害者に伝わってしまう危険があるため不交付とし、必要な場合は住所秘匿が可能な裁判の手続きを取ってもらう、などの措置を含むマニュアルを2018年に策定したそうです。小平市にはこのようなマニュアルはありますか。

6. 今年9月、新潟市東区が、夫と別居中で、DV等支援措置対象の女性の住所が記された書類を夫に送ったと報道されました。女性は夫と同居時に自宅のトイレのし尿処理を区に依頼し、別居後も支払いは女性の名義で、夫が区に明細書を請求した際、担当者が支援措置の対象と知らずに転居先が記された明細書を送ったそうです。この件では、住民基本台帳のシステム上では、DV等支援措置の制限がかけられても、それ以外に、役所へ納める金銭が発生する国民健康保険や税金、上下水道、児童手当などの独立した個別システムは、氏名や住所などの基本データは住民基本台帳のシステムから送られるが、DV等支援措置の情報は送られないため、個別システムの業務上は、請求対象者がDV被害者かどうか分からないことが問題となりました。小平市では、国民健康保険や上下水道などの個別システムにも、DV等支援措置の情報が共有されているでしょうか。

7. 今年9月、目黒区在住のDV加害者の確定申告書類に、目黒区から他の自治体に転出して目黒区の住民基本台帳には登録がない被害者女性と子どもが被扶養者として記載されており、目黒区の税務担当者が、被害者女性の転居先住所を記載した確認書類をDV加害者に送付した、と報道されました。被害者女性は、転出先の自治体で、DV等支援措置の対象でしたが、目黒区にはその情報が伝わっていませんでした。この事例を知った新潟市は、納税義務者に渡す書類で、市の住民基本台帳に登録がない被扶養者の住所の確認が取れた場合も、その住所をDV被害者であるかどうかにかかわらず非表示とするようシステムを改修すると聞きました。小平市では、このような事例にどう対応しているでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和2年11月12日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 氏名 水口 かずえ